

住民票やマイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記出来るようになりました

11月5日(火)から婚姻等で氏に変更があった場合でも、従来称してきた氏を住民票やマイナンバーカードに旧姓として併記できるようになりました。

また、手続き後は旧姓で印鑑登録をすることもできます。

※旧姓とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載されています。

※旧姓は1人1つだけ併記することが出来ます。初回のみ過去の氏の中から1つ選んでつけることができます。

●手続きに必要なもの

- 旧姓が記載されている戸籍謄本等から現在までの戸籍に至る全ての戸籍謄本等
- マイナンバーカード(通知カード) ●本人確認書類(運転免許証等)
- 現在の氏の印鑑 ●旧姓で印鑑登録される方は登録する旧姓の印鑑



【申請先・お問い合わせ先】 町民課戸籍医療年金係(☎2-2453)

後期高齢者医療制度のお知らせ

■広域計画に関する住民意見募集について■

第3次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(改正原案)に関する住民意見募集について

北海道後期高齢者医療広域連合は、道内179市町村との連携のもと、後期高齢者医療制度を運営している特別地方公共団体です。

この度、広域連合では、広域連合と市町村が連携しながら処理する事務について定めた「広域計画」を改正します。

この第3次広域計画の改正にあたり、次のとおり広く住民の皆さまからご意見を募集します。

◆募集案件について

【募集案件】『第3次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(改正原案)』

【募集期間】令和元年12月6日(金)～令和2年1月6日(月)(必着)

◆公表する資料について

『第3次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(改正原案)』

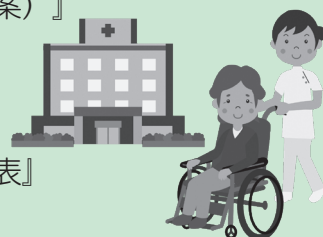
『第3次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(改正原案)新旧対照表』

◆資料及び募集要領の入手方法について

意見募集の開始日から、北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ

(<https://iryokouiki-hokkaido.jp>)に掲載するとともに次の場所で配布しています。

- ・北海道後期高齢者医療広域連合(住所については、下記お問い合わせ先参照)
- ・長万部町役場 戸籍医療年金係



お 問 い 合 わ せ 先

●北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階(☎011-290-5601)

●お住まいの市町村 町民課戸籍医療年金係 (☎2-2453)